

# 長崎県入札制度説明会 (平成30年度概要説明)

長崎県公共建築工事積算  
基準改定等説明会資料

## ○改定内容

- 改定1: 総合評価落札方式の適用拡大
- 改定2: 特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ(担い手育成)】の適用拡大
- 改定3: 総合評価落札方式における履行確実性評価方式の導入について
- 改定4: 総合評価落札方式の工種追加について
- 改定5: 総合評価落札方式の評価内容の変更
- 改定6: 技術資料提出方法の見直し

## ○周知等

- 周知1: 工事成績評定一覧表の提出について
- 周知2: 企業の施工能力評価事前審査制度について
- 周知3: 建築一式工事におけるCPD評価について
- 周知4: 技術提案作成時の注意点

【改定1】

## 総合評価落札方式の適用拡大

長崎県土木部 建設企画課

## 総合評価落札方式の拡大

特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】の導入（試行）

### いま本県を取り巻く現状と課題

#### 【現状】

- ・災害が発生しやすい県土
- ・人口減少、高齢化、少子化の進行
- ・地域活力の低下



#### 【課題】

- ・激甚化・多様化する災害等への迅速な対応
- ・生活や産業などの地域活動が継続できる基盤整備
- ・地域の核となる産業や雇用の場の確保

### いま地域建設業に期待されること

#### ・災害時の応急対応・地域インフラの担い手・地域経済の支え

地域建設業は「地域の守り手」であると同時に、平時も地域の経済や雇用を支える役割を果たすことが期待されており、また、若い人たちの育成や地域活動を応援※する企業もみられ、「地域創生のパートナー」ともいえる。（※地域の催事への協賛、青少年スポーツ大会等の主催、本県サッカーチーム「V・ファーレン長崎」のサポーター等）

地域の守り手となる地域の企業の確保・育成のために、総合評価落札方式を拡大し、特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】を導入する

### 総合評価の拡大（地域企業育成の導入）で期待される効果

- ・地域の守り手となる地域の企業の確保・育成が期待される。（企業の地域貢献度を評価）
- ・1億円未満の工事は指名による価格競争が行われていたが、この価格帯に新たに総合評価落札方式を適用することで『価格と品質』において優れた契約ができる。（工事成績を評価）
- ・総合評価は一般競争入札となるため、真に意欲のある企業による競争が期待される。

⇒ 一生懸命に頑張る地域企業が、健全に競争しながら発展できる。

## 九州各県及び国の入札方式

県名・機関名	公共工事の入札方式の概要	総合評価落札方式適用基準	備考
長崎県	一般競争入札3,500万円以上	(※原則1億円以上)	※H21から緊急経済対策により1億円未満は指名競争入札を拡大
福岡県	一般競争入札5,000万円以上	5,000万円以上	
佐賀県	一般競争入札250万円以上	7,000万円以上	
熊本県	一般競争入札3,000万円以上	原則3,000万円以上	
大分県	一般競争入札4,000万円以上	5,000万円以上	
宮崎県	一般競争入札250万円以上	8,000万円以上	
鹿児島県	一般競争入札5,000万円以上	5,000万円以上	
九州地方整備局	一般競争入札250万円以上	原則、250万円以上	
九州農政局	原則、全て一般競争入札	原則、全ての工事	

## 特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】

### (1) 導入（試行）の方針

- ①九州各県の状況及び本県で5,000万円以上1億円未満の価格帯の一部の工事において特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（担い手育成）】を試行中であることも踏まえ、同様に5,000万円以上1億円未満の価格帯への導入を目指し、平成30年度から試行的に7,000万円以上1億円未満の価格帯の工事に導入する。
- ②「地域の守り手」的な役割を担う、「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」及び「舗装工事」を対象に拡大する。
- ③従来の総合評価では、実績を重視しているため、実績が少ない企業は参加しにくい状況であることから、これまで総合評価落札方式の入札参加経験が少ない企業でも、参加しやすく競争性を確保できるように過去の実績を問わないこととし、評価項目を絞る。
- ④地域企業が幅広く工事経験を積めるように、受注機会の拡大を目的として、年間受注状況の評価項目のウェイトを高める。
- ⑤今回の導入については、平成30年7月からの適用とする。

## 特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】

### (2) 特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】の特徴

#### ①過去の実績や表彰を問わない

従来の総合評価は、過去の実績や表彰を高く評価していたが、今回価格帯を7,000千万円以上1億円未満に拡大することで、これまで価格のみの競争で実績を得ていた企業が実績を得にくくなることのないように留意し、総合評価でも実績を得る機会を確保するため、**過去の実績及び表彰を問わない**。

#### ②加算点の合計を5点とし、従来よりもシンプルな総合評価落札方式

上記①で項目数を絞り込み、より多くの企業の参加を促進するため、加算点の合計を**5点**とする。  
施工実績や表彰、施工計画等の項目を削除することにより、従来の評価項目18項目を**11項目**に絞りこむ。

**【技術者の施工実績】**・・・廃止理由：地域企業の技術者に様々な工事経験を積ませるため

**【企業の施工実績】**・・・廃止理由：過去の実績や表彰に捉われず新たな参加者の増加を図るため

**【優秀工事表彰】**・・・廃止理由：同 上

配置予定技術者の能力：2（4）項目

企業の能力：9（14）項目 ※（ ）は従来の項目数

#### ③手続の簡素化

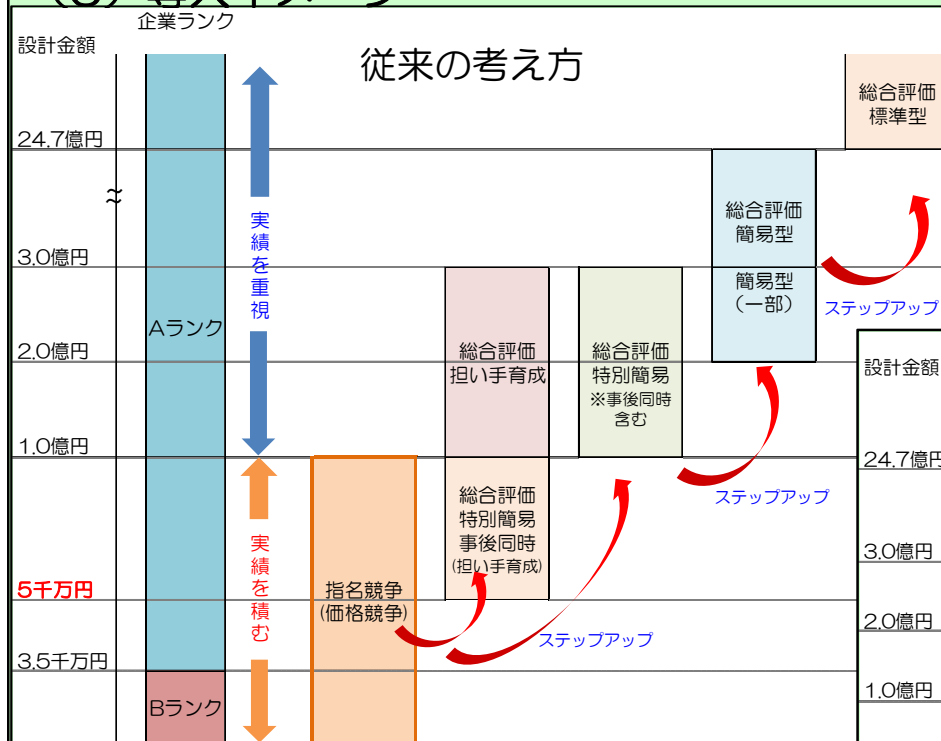
参加者の増加が予想され、手続きの簡素化が求められることから、仮決定時の審査が簡便な「**事後評価・同時提出タイプ**」を準用する。

# 特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】とは

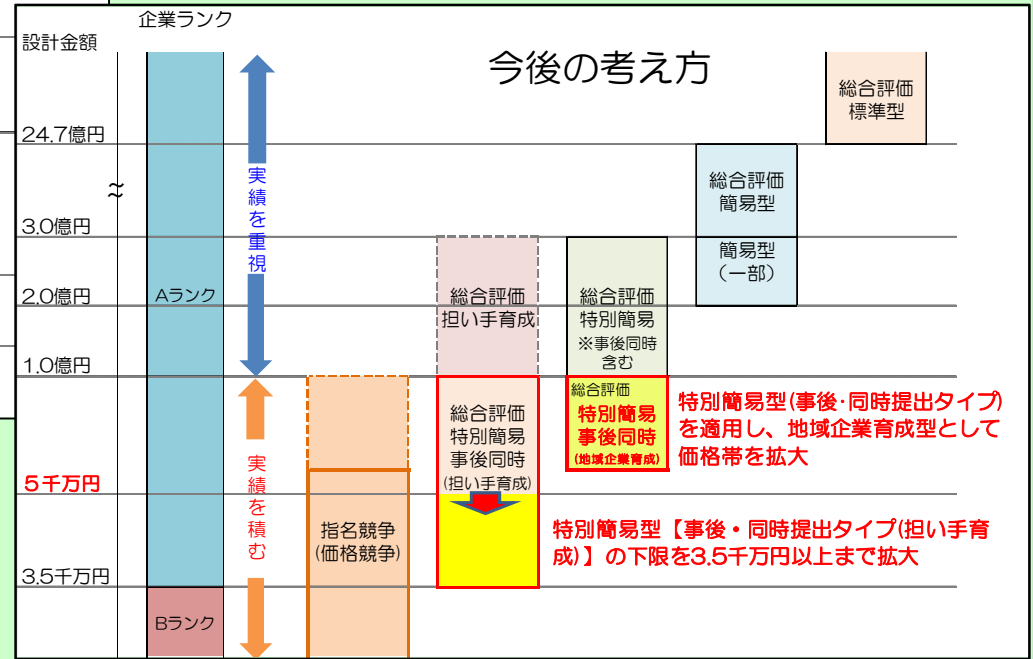
## (4) 対象工事

- ・ 7,000万円（将来的に5,000万円を目指す）以上1億円未満の工事  
（※土木一式工事、とび・土工工事、舗装工事）

## (5) 導入イメージ



今回の総合評価の拡大に合わせ、特別簡易型【事後評価・同時提出(担い手育成)】についても適用額の下限を5,000万円から3,500万円に拡大し、担い手技術者向けの工事を選択しやすくする。



# 配点（案）土木一式

## 特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】

評価項目 ・ 工事種別		配置予定技術者の能力					企業の施工能力																	加 算 点 合 計				
		技 術 者 の 施 工 実 績	技 術 者 の 工 事 成 績 評 定	表 彰 （ 優 秀 現 場 技 術 者 ）	技 術 者 の 資 格	計	企業の実績関係							作業船関係			地域精通度・地域貢献度				労 務 賃 金 の 支 払 い	従 業 員 数	下 請 け 次 数		小 計	計		
							企 業 の 施 工 実 績	工 事 成 績 評 定	施 工 実 績 件 数	優 秀 工 事 表 彰	年 間 受 注 状 況	C P D S	基 幹 技 能 者 の 配 置	小 計	主 作 業 船 保 有 状 況	曳 船 保 有 状 況	小 計	工 事 の 実 施 体 制 拠 点	管 内 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 A							社 会 貢 献 活 動 の 実 績 B	小 計
土木一式工事 [陸上工事]	現行	0.7	1.2	0.4	0.7	3	0.9	0.4	0.4	0.2	0.6	0.3	0.1	2.9	-	-	-	1.2	1.1	0.5	0.2	3.0	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10.0
	拡大案（地 域企業育 成）	-	0.9	-	0.6	1.5	-	0.4	-	-	0.6	0.3	0.1	1.4	-	-	-	0.9	-	0.4	0.2	1.5	0.3	-	0.3	0.6	3.5	5.0
土木一式工事 [海上工事]	現行	0.7	1.2	0.4	0.7	3	0.9	0.4	0.4	0.2	0.5	0.3	0.1	2.8	1.1	0.5	1.6	0.6	0.5	0.3	0.1	1.5	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10.0
	拡大案（地 域企業育 成）	-	0.9	-	0.6	1.5	-	0.4	-	-	0.6	0.3	0.1	1.4	0.6	0.3	0.9	0.3	-	0.2	0.1	0.6	0.3	-	0.3	0.6	3.5	5.0



# 配点（案）ほ装、とび土工

## 特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】ほ装、とび土工

評価項目 ・ 工事種別		配置予定技術者の能力							企業の施工能力																	加 算 点 合 計		
		技 術 者 の 施 工 実 績	技 術 者 の 工 事 成 績 評 定	表 彰 （ 優 秀 現 場 技 術 者 ）	配 置 予 定 技 術 者 の 年 齢 ・ 性 別	技 術 者 の 資 格 A	技 術 者 の 資 格 B	計	企業の実績関係							地域精通度・地域貢献度					労 務 賃 金 の 支 払 い	従 業 員 数	下 請 け 次 数	小 計	計			
									企 業 の 施 工 実 績	工 事 成 績 評 定	施 工 実 績 件 数	優 秀 工 事 表 彰	年 間 受 注 高 の 状 況	C P D S	基 幹 技 能 者 の 配 置	専 門 技 術 者 の 雇 用 状 況	小 計	工 事 の 実 施 体 制 拠 点	管 内 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 A							社 会 貢 献 活 動 の 実 績 B	小 計
土木一式工事 【陸上工事】	現行	0.7	1.2	0.4	—	0.7	—	3.0	0.9	0.4	0.4	0.2	0.6	0.3	0.1	—	2.9	1.2	1.1	0.5	0.2	3.0	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10.0
	拡大案 (地域企業 育成)	—	0.9	—	—	0.6	—	1.5	—	0.4	—	—	0.6	0.3	0.1	—	1.4	0.9	—	0.4	0.2	1.5	0.3	—	0.3	0.6	3.5	5.0
ほ装	現行	0.6	0.9	0.3	—	0.6	0.6	3.0	1.3	0.5	0.5	0.2	—	0.3	0.1	—	2.9	1.2	1.1	0.5	0.2	3.0	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10.0
	拡大案 (地域企業 育成)	—	0.7	—	—	0.4	0.4	1.5	—	0.8	—	—	—	0.5	0.1	—	1.4	0.9	—	0.4	0.2	1.5	0.3	—	0.3	0.6	3.5	5.0
とび・土工・コ ンクリート (吹付)	現行	0.7	1.2	0.4	—	0.7	—	3.0	1.3	0.5	0.5	0.2	—	0.3	0.1	—	2.9	1.2	1.1	0.5	0.2	3.0	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10.0
	拡大案 (地域企業 育成)	—	0.9	—	—	0.6	—	1.5	—	0.8	—	—	—	0.5	0.1	—	1.4	0.9	—	0.4	0.2	1.5	0.3	—	0.3	0.6	3.5	5.0
とび・土工・コ ンクリート (地すべり)	現行	0.6	0.9	0.3	—	0.6	0.6	3.0	1.1	0.5	0.5	0.2	—	0.3	0.1	0.2	2.9	1.2	1.1	0.5	0.2	3.0	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10.0
	拡大案 (地域企業 育成)	—	0.7	—	—	0.4	0.4	1.5	—	0.7	—	—	—	0.4	0.1	0.2	1.4	0.9	—	0.4	0.2	1.5	0.3	—	0.3	0.6	3.5	5.0

◎なお、今回の対象拡大に加え、特別簡易型(1億円以上)の「ほ装」、「とび・土工・コンクリート」の工事においても事後評価・同時提出タイプを適用する。(平成30年4月から適用)

変更内容（配点例：特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ(地域企業育成)】）  
 地域貢献度「工事の実施体制拠点」

とび・土工・コンクリート（吹付）		（例：施工箇所→対馬） 施工企業→杵岐	
評価項目・評価内容	評価基準		評価基準
・工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 【評価内容】 施工箇所が属する区域における 主たる営業所の所在  区域区分 ①本土（長崎、県央、島原、県北振興局管内） ②五島・上五島（五島振興局管内） ③杵岐・対馬（杵岐及び対馬振興局管内）  ※地域的な面を考慮し区分	0.9	A 当該区域に主たる 営業所あり	0.9 A 当該区域に主たる 営業所あり
	0.45	B 県内に主たる 営業所あり	0.45 B 県内に主たる 営業所あり
	0	C なし	0 C：なし

※地すべりも同

地域貢献度「工事の実施体制拠点」

舗 装		(例：施工箇所→県央) 施工企業→県央	
評価項目・評価内容		評価基準	評価基準
・工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 【評価内容】 施工管内における主たる営業所の所在  【区域区分】 県内各管内 ①長崎振興局管内 ②大瀬戸土木維持管理事務所管内 ③県央振興局管内 ④島原振興局管内 ⑤県北振興局管内 ⑥田平土木維持管理事務所管内 ⑦五島振興局管内 ⑧上五島支所管内 ⑨老岐振興局管内 ⑩対馬振興局管内	0.9	A 管内に主たる 営業所あり	0.9 A 管内に主たる 営業所あり
	0.45	B 県内に主たる 営業所あり	0.45 B 県内に主たる 営業所あり
	0	C なし	0 C なし

## 適用範囲（案）

新設する事後評価・同時提出タイプ(地域企業育成)については、将来的には0.5～1億円未満を目指す。

### 長崎県総合評価落札方式の適用範囲（案）

	金額	方式	加算点	配分割合	適用
拡大	0.35～1億円未満	事後評価・同時提出タイプ (担い手育成)	5点	0：3：7	・土木一式工事/とび・土工・コンクリート工事(吹付)/舗装工事
新設	0.7～1億円未満	事後評価・同時提出タイプ (地域企業育成)	5点	0：3：7	・土木一式工事/とび・土工・コンクリート工事(吹付)・(地すべり)/舗装工事
	1～3億円未満	担い手育成型	10点	4：1.4：4.6	・施工難易度が比較的低い工事
		事後評価・同時提出タイプ	10点	0：3：7	・土木一式工事/とび・土工・コンクリート工事(吹付)・(地すべり)/舗装工事
		特別簡易型	10点	0：3：7 (2：3：5)	・上記以外の全工事 ※（ ）は建築一式工事のみ
	2～3億円未満	簡易型	20点	2：3：5	・施工難易度が高く、工夫の余地が大きい工事 (トンネル工事・橋梁工事・ダム工事 ・海上工事・特殊建築工事) *維持工事・特殊な工事については、案件毎に工事内容で判断
	3～24.7億円未満	簡易型	20点	2：3：5	・全工事 ※3億円以上になると、工事規模が大きくなり社会的負担が大きいため
	24.7億円以上(WTO)	標準型	30点	4：1：1	・全工事

※配分割合・・・技術提案（又は施工計画）：配置予定技術者の能力：企業の施工能力

## 【改定2】

特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（担い手育成）】  
の適用拡大

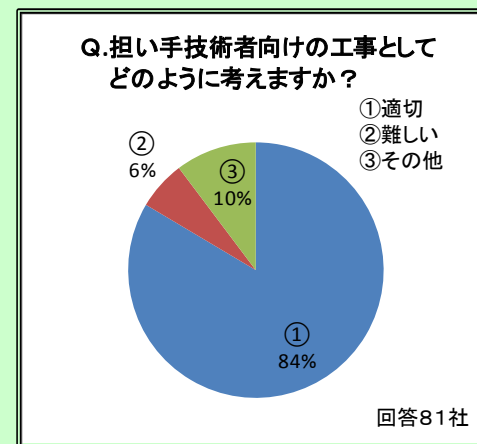
長崎県土木部 建設企画課

## 特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（担い手育成）】の拡大

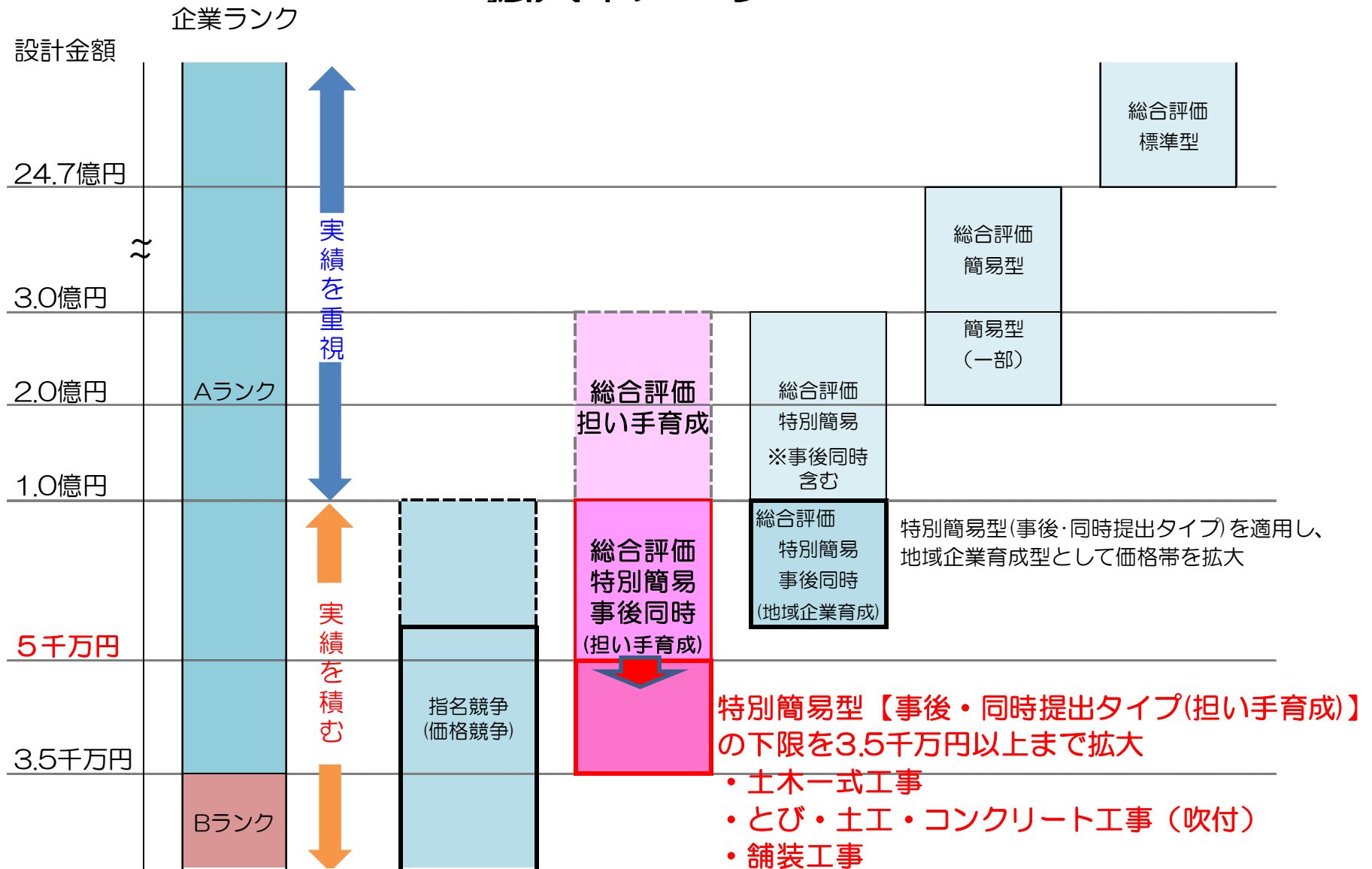
- (1) H29より、特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（担い手育成）】を5,000万円以上1億円未満の価格帯の一部の工事において試行中であるが、より担い手技術者の育成にふさわしい工事を選別しやすくするため下限値を5,000万円から3,500万円に引き下げ、3,500万円以上1億円未満の価格帯とする。
- (2) 土木一式工事に加え、発注件数も多く「地域の守り手」的な役割を担う「とび・土工・コンクリート工事(吹付)」及び「舗装工事」にも拡大する。
- (3) 今年度の試行工事については担い手技術者向けの工事として、難易度をみながら選定している。参加者へのアンケート結果では80%超が担い手技術者向けの工事内容として適切だったとの回答を得ている。今後も、以下の点に留意して選定し、担い手技術者の育成を図る。

- ①現場の制約条件が厳しくない
- ②構造・形式・施工方法が一般的なもの
- ③担い手技術者向けであると判断できるもの

- (4) 今回の拡大については、平成30年7月からの適用とする。



# 拡大イメージ



特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ(担い手育成)】における工種の拡大(ほ装、とび・土工・コンクリート)

特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ(担い手育成)】ほ装、とび・土工・コンクリート(吹付)

評価項目 ・ 工事種別		配置予定技術者の能力							企業の施工能力																	加 算 点 合 計		
		技術者の 施工実績	技術者の 工事成績 評定	表彰 (優秀現場 技術者)	配置 予定 技術 者の 年齢・ 性別	技 術 者 の 資 格	技 術 者 の 資 格 B	計	企業の実績関係								地域精通度・地域貢献度					労 務 賃 金 の 支 払 い	従 業 員 数	下 請 け 次 数	小 計		計	
									企業 の 施 工 実 績	工 事 成 績 評 定	施 工 実 績 件 数	優 秀 工 事 表 彰	年 間 受 注 高 の 状 況	C P D S	基 幹 技 能 者 の 配 置	専 門 技 術 者 の 雇 用 状 況	小 計	工 事 の 実 施 体 制 拠 点	管 内 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 A	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 B							小 計
土木一式工事 【陸上工事】	現行	0.7	1.2	0.4	—	0.7	—	3.0	0.9	0.4	0.4	0.2	0.6	0.3	0.1	—	2.9	1.2	1.1	0.5	0.2	3.0	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10.0
	事後評価・ 同時提出 (担い手)	—	—	—	1.0	0.5	—	1.5	—	0.4	—	—	0.5	—	—	—	0.9	1.1	—	0.5	—	1.6	0.5	—	0.5	1.0	3.5	5.0
ほ装	現行	0.6	0.9	0.3	—	0.6	0.6	3.0	1.3	0.5	0.5	0.2	—	0.3	0.1	—	2.9	1.2	1.1	0.5	0.2	3.0	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10.0
	拡大案 (担い手)	—	—	—	1.0	0.5	—	1.5	—	0.9	—	—	—	—	—	—	0.9	1.1	—	0.5	—	1.6	0.5	—	0.5	1.0	3.5	5.0
とび・土工・ コンクリート (吹付)	現行	0.7	1.2	0.4	—	0.7	—	3.0	1.3	0.5	0.5	0.2	—	0.3	0.1	—	2.9	1.2	1.1	0.5	0.2	3.0	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10.0
	拡大案 (担い手)	—	—	—	1.0	0.5	—	1.5	—	0.9	—	—	—	—	—	—	0.9	1.1	—	0.5	—	1.6	0.5	—	0.5	1.0	3.5	5.0

H29年度から導入している土木一式工事と同様に、「ほ装」、「とび・土工・コンクリート(吹付)」の工種にも拡大し適用する。



(2) 【配置予定技術者の年齢・性別】における評価内容の変更

○年齢区分の判断を、公告日時点の年齢から、公告日の年度において到達する年齢とする。

《変更理由》

若い技術者は、卒業後年数を経ておらず、同じ学年で生年月日により評価差が生じてしまうため、より公平な評価としたい。

- ・今回の変更内容については、平成30年4月からの適用とする。

(1) 「配置予定技術者の能力」

現 行			変 更		
評価項目・評価内容		評価基準	評価項目・評価内容		評価基準
○配置予定技術者の年齢・性別  【評価内容】 公告日における配置予定技術者の年齢とする。	1.00	A：男性35歳未満、 女性45歳未満	○配置予定技術者の年齢・性別  【評価内容】 <u>公告日が属する年度の4月1日時点の年齢とする。</u>  (例) 生年月日が昭和52年7月7日の男性技術者 で公告日が平成30年2月9日の場合、その 時点で満40才であるが・・・  →平成29年4月1日時点の年齢で39才と なり、評価Bとなる。	1.00	A：男性35歳未満、 女性45歳未満
	0.67	B：男性35歳以上 40歳未満		0.67	B：男性35歳以上 40歳未満
	0.34	C：男性40歳以上 45歳未満		0.34	C：男性40歳以上 45歳未満
	0.00	D：男性、女性ともに 45歳以上		0.00	D：男性、女性ともに 45歳以上
※変更内容：年齢の基準を公告日から、学年の考え方に変更する。					

### （３）【配置予定技術者の資格】における評価内容の変更

- 従来、評価対象は１級土木施工管理技士、１級建設機械施工技士及び技術士としていたが、６千万円未満の工事に２級土木施工管理技士と２級建設機械施工技士を加える。
- 資格取得後の年数を問わないこととし、評価を３段階（６千万円以上は２段階）とする。

#### 《変更理由》

担い手確保の観点から、キャリアステップをより階層化することで、若年層技術者の技術力向上への意識醸成や仕事に対するモチベーション向上につなげたい。

- ・今回の変更内容については、平成30年4月からの適用とする。

(2) 「配置予定技術者の資格」

現 行		変 更			
評価項目・評価内容	評価基準	評価項目・評価内容	評価基準		
○配置予定技術者の資格  【評価内容】 資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による1級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門 のいずれか ①建設部門 ②農業部門（選択科目「農業土木」） ③森林部門（選択科目「森林土木」） ④水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤総合技術管理部門（選択科目「建設部門」 「農業土木」「森林土木」「水産土木」 のいずれか）	0.50	A：1級土木施工管理技士 もしくは1級建設機械 施工技士取得後5年以上 または技術士取得後 3ヶ月以上	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>6千万円以上はB(2級資格)の評価なし</b> </div> ○配置予定技術者の資格  【評価内容】 資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による2級土木施工管理技士 (3) 法による1級建設機械施工技士 (4) 法による2級建設機械施工技士 (5) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門 のいずれか ①建設部門 ②農業部門（選択科目「農業土木」） ③森林部門（選択科目「森林土木」） ④水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤総合技術管理部門（選択科目「建設部門」 「農業土木」「森林土木」「水産土木」 のいずれか）	0.50	A：1級土木施工管理技士 もしくは 1級建設機械施工技士 または 技術士
	0.38	B：1級土木施工管理技士 もしくは1級建設機械 施工技士取得後3年以上 5年未満		0.25	B：2級土木施工管理技士 もしくは 2級建設機械施工技士
	0.25	C：1級土木施工管理技士 もしくは1級建設機械 施工技士取得後3ヶ月 以上3年未満		0	C：その他
	0	D：その他			
※変更内容：評価を3（2）段階とし、対象に2級土木施工管理技士と2級建設機械施工技士を加え、資格取得後の年数を問わない。					

## 【改定3】

総合評価落札方式における  
履行確実性評価方式の導入について

長崎県土木部 建設企画課

## 総合評価落札方式における履行確実性評価方式の導入について

### (1) 見直しの契機

本県の建設工事に係る入札においてはWTO案件（標準型）を除き、最低制限価格を設定しているが、国の通知（総合評価落札方式における適切なダンピング対策の実施について）により総合評価を適用する入札には最低制限価格を設定できないこととされた。

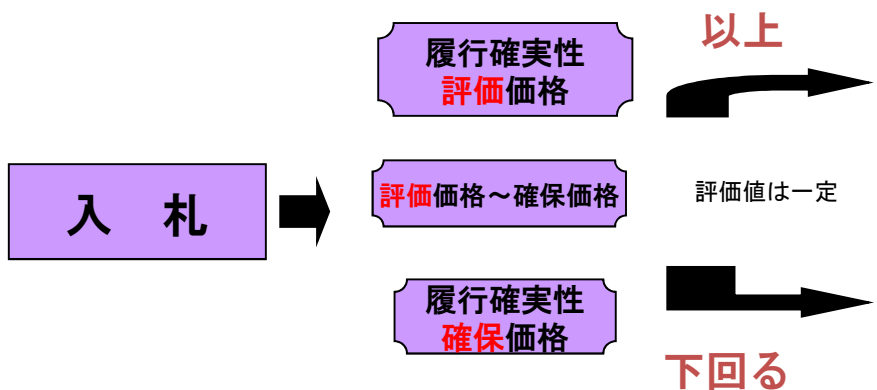
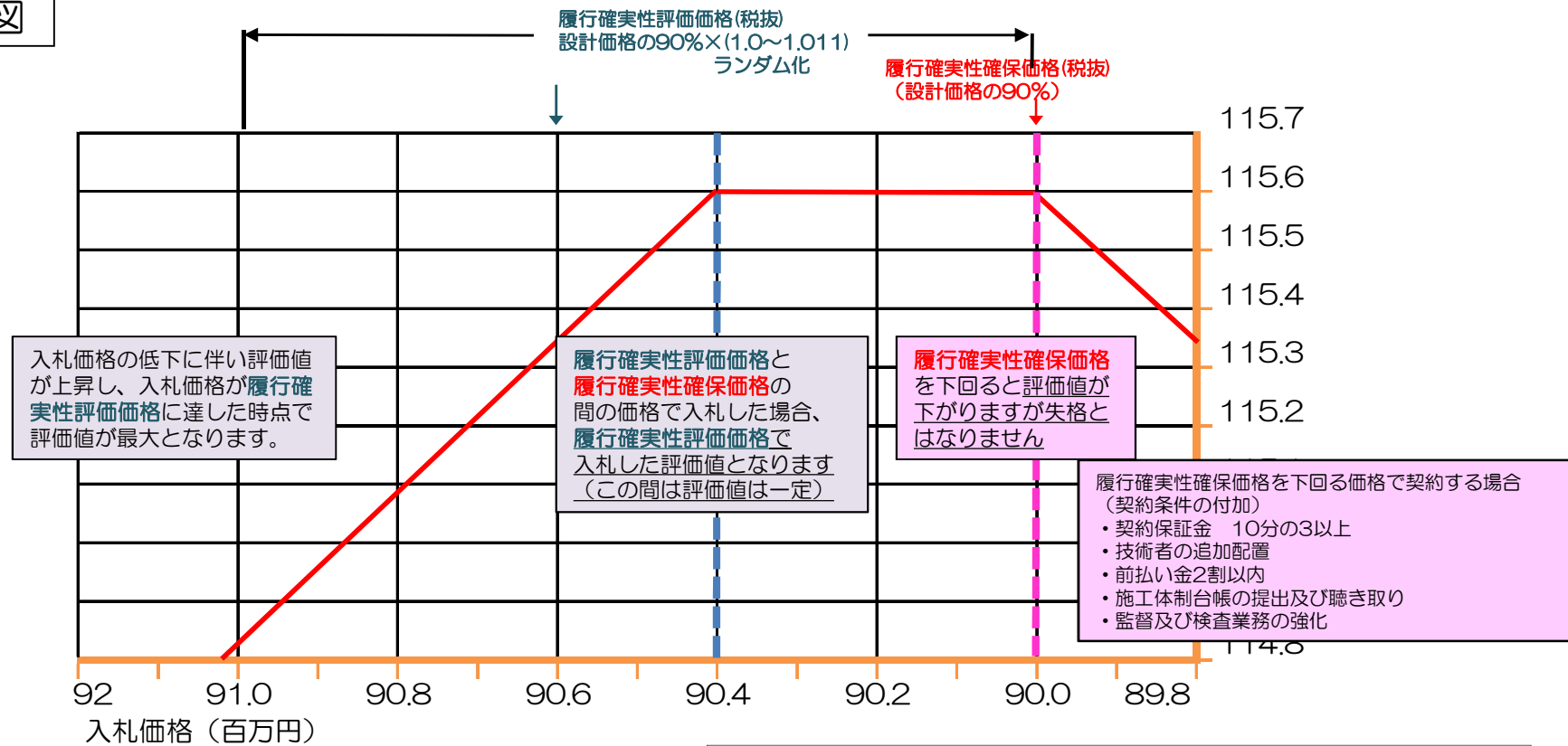
### (2) 履行確実性評価方式の検討

総合評価落札方式における最低制限価格の適用を廃止し、代わるものとして、本県のWTO案件で適用されている施工体制確認型等を含め、比較検討した結果、入札期間が短く、入札参加者の事務負担も少ない「履行確実性評価方式」を導入。

### (3) 履行確実性評価方式の概要

- 履行確実性評価方式とは、入札参加者の入札価格が履行確実性確保価格を下回った場合、履行確実性が低下するものとして、算出式により評価値に反映させる方式
- 履行確実性確保価格は、低入札調査基準価格と同額となる設計価格の90%とし、入札価格がこの価格を下回った場合、失格とならず評価値が低下することとなり、書類審査及びヒアリングを行わない。
- 設計価格等の漏洩防止のために、これまでの制度では最低制限価格をランダム化により決定していましたが、この価格を履行確実性評価価格として設定し、この価格と履行確実性確保価格の間に入札については評価値を一定とする。
- 履行確実性確保価格未満で契約を締結する場合には、低入札調査制度と同様の契約条件を付加する。

模式図



○履行確実性評価方式における評価値算出式

1. 入札価格が「履行確実性評価価格」以上の場合【評価値算出式①】  

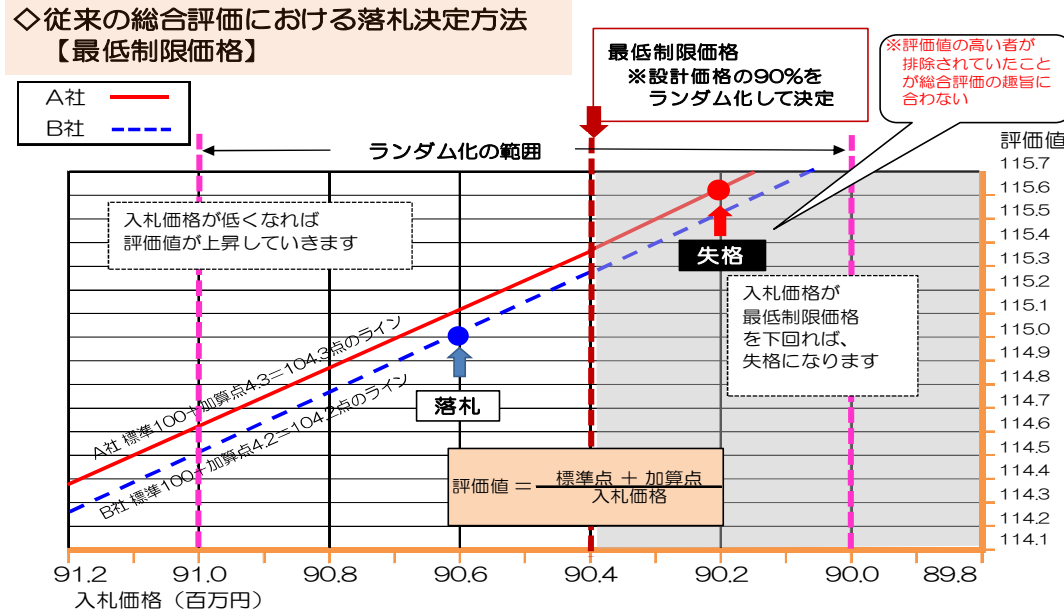
$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$
入札価格が低くなれば評価値が上昇
2. 入札価格が「履行確実性評価価格」未満「履行確実性確保価格」以上の場合【評価値算出式②】  

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{履行確実性評価価格}}$$
入札価格が範囲内では評価値は一定
3. 入札価格が「履行確実性確保価格」未満の場合【評価値算出式③】  

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格})}$$
入札価格が下回ると評価値が下がる

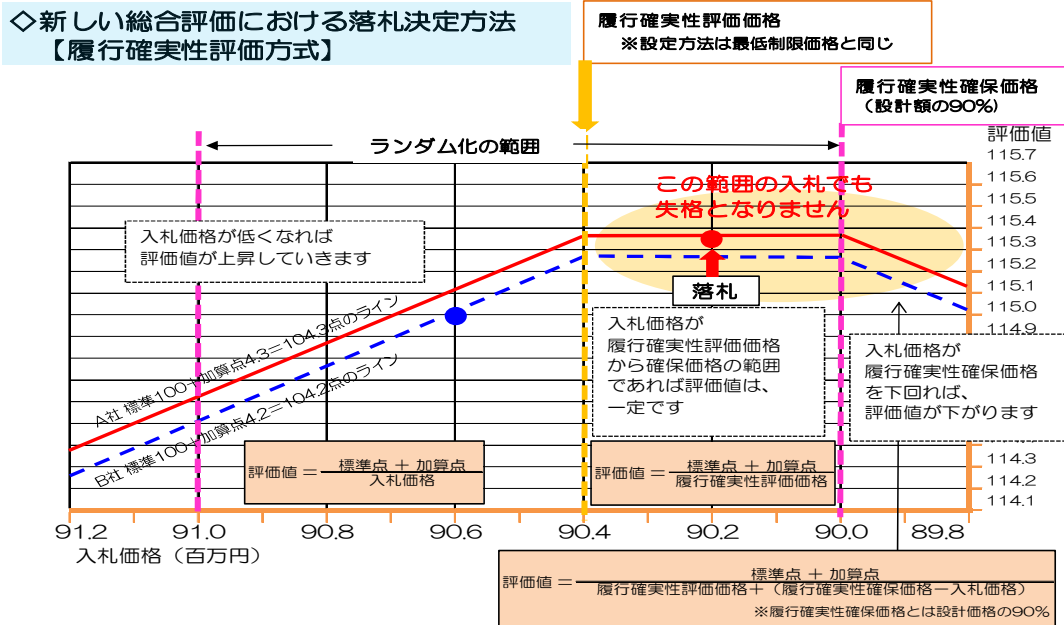
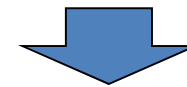
※履行確実性評価価格＝設計価格の90%をランダム処理（基本的に、現在の最低制限価格と同じ考え方）  
 ※履行確実性確保価格＝設計価格の90%

# 従来方式（最低制限価格）と履行確実性評価方式について



## 従来方式

- 最低制限価格を下回れば失格
- 入札価格が低くなれば評価値が上昇
- 最低制限価格は設計価格の90%をランダム化して決定

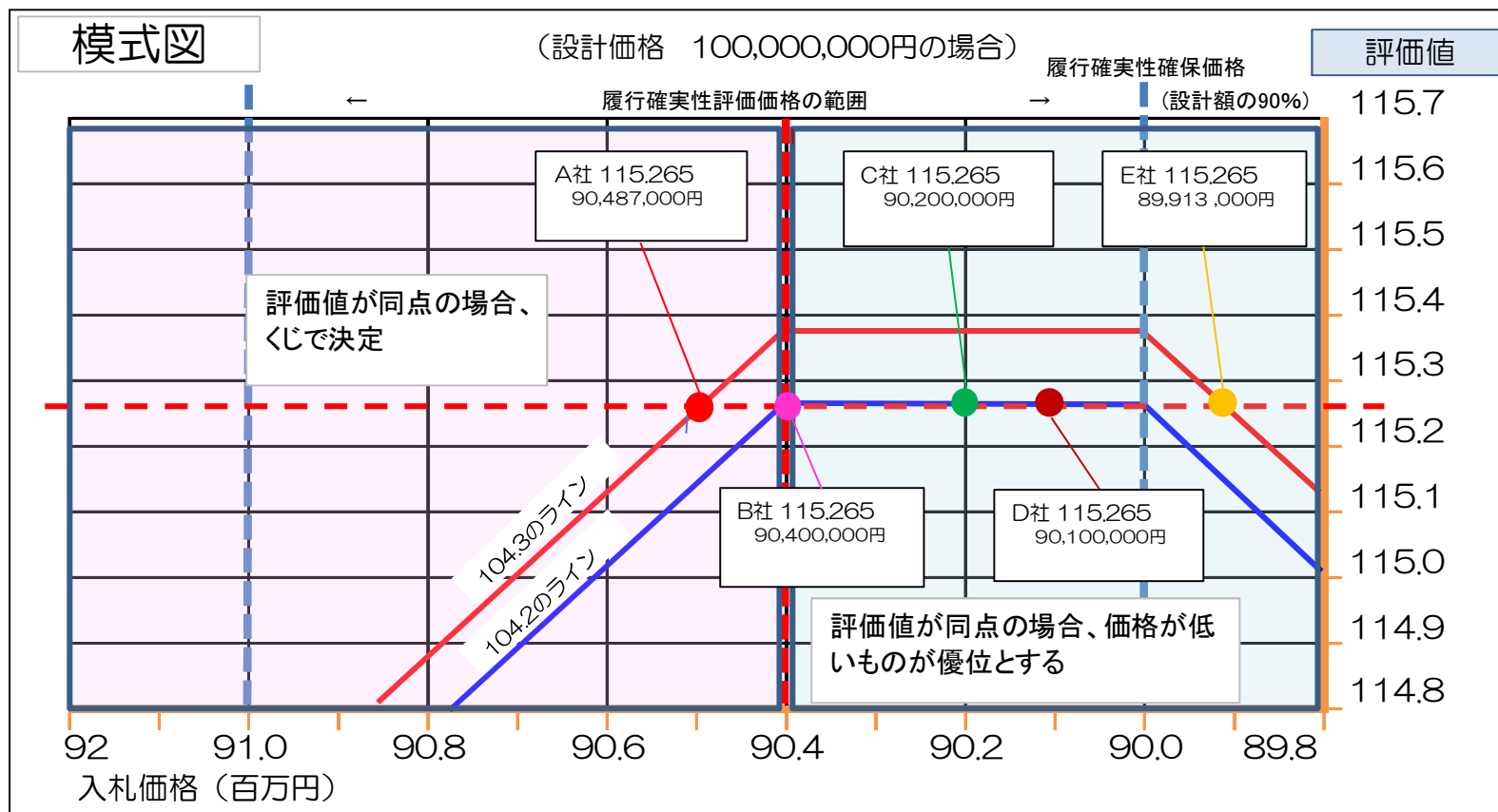


## 履行確実性評価方式

- 最低制限価格を設定しないため、失格がない
- 低価格での入札は、契約不履行の恐れがあるため、履行確実性確保価格を設定
- 入札する価格により評価値の算定式が変わる
- 履行確実性評価価格は設計価格の90%をランダム化して決定
- 履行確実性確保価格は設計額の90%とする。

## ○評価値の最も高い者が2人以上あるときの決定方法

- ①加算点ならびに応札価格が同じの場合  
→くじを引かせて落札仮決定者を決定する。
- ②対象となる者が全て履行確実性評価価格以上の範囲内で応札した場合  
→くじを引かせて落札仮決定者を決定する。
- ③上記以外の場合  
→最低の価格を持って入札した者を落札仮決定者に決定する。





## 【改定4】

### 4. 総合評価落札方式の工種追加について

長崎県土木部 建築課

## 総合評価落札方式の工種追加について(解体工事の追加)

### (1) 工種追加について (解体工事)

- ① 平成28年6月に建設業法が改正され、「解体工事業」が追加された。
- ② 県庁舎の移転に伴い、今後旧県庁舎の解体工事において総合評価落札方式による発注が見込まれるため新たに追加する。

### (2) 評価内容の考え方

- ① 解体工事は、対象構造物の構造や劣化状況を踏まえ、工法や作業手順、仮設計画等を検討し施工する極めて専門性の高い工事であるため、解体工事に関する豊富な知識と実務経験を備えた専門技術者を配置することが望まれる。
- ② 解体工事の技術力を的確に評価するため、専門技術者を評価している他工種の評価項目を参考に設定する。
- ③ 県における解体工事の発注件数が年間数件から10件程度であり、発注件数が少ないことから「建築一式工事」と同様に民間工事についても実績として評価する。

### (3) 適用時期

- ① 今回の追加については、平成30年7月からの適用とする。

# 総合評価落札方式の工種追加について(解体工事の追加)

## 簡易型【解体工事】 配点案

評価項目 ・ 工事種別	技 術 提 案	計	配置予定技術者の能力					企業の施工能力																		加 算 点 合 計								
			技 術 者 の 施 工 実 績	技 術 者 の 工 事 成 績 評 定	表 彰 ( 優 秀 現 場 技 術 者 )	技 術 者 の 資 格	技 術 者 の 資 格 B	計	企業の実績関係							作業船関係			地域精通度・地域貢献度					労 務 賃 金 の 支 払 い	従 業 員 数		下 請 次 数 の 制 限	小 計	計					
									企 業 の 施 工 実 績	工 事 成 績 評 定	施 工 実 績 件 数	優 秀 工 事 表 彰	年 間 受 注 高 の 状 況	C P D S / C P D	基 幹 技 能 者 の 配 置	専 門 技 術 者 の 雇 用 状 況	小 計	主 作 業 船 保 有 状 況	曳 船 保 有 状 況	小 計	工 事 の 実 施 体 制 拠 点	管 内 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 A							社 会 貢 献 活 動 の 実 績 B	小 計			
																																計	計	計
地すべり対策工事 (土木一式工事以外)	4	4	1.2	1.8	0.6	1.2	1.2	6	1.9	0.8	0.8	0.3		0.5	0.2	0.4	4.9							1.2	1.2	0.5	0.2	3.1	0.9	0.2	0.9	2.0	10	20
解体工事	4	4	1.2	1.8	0.6	1.2	1.2	6	1.9	0.8	0.8	0.3		0.5	0.2	0.4	4.9						1.2	1.2	0.5	0.2	3.1	0.9	0.2	0.9	2.0	10	20	

評価に際しては、解体工事が特殊な専門工事であるため、専門技術者を評価している他工種を参考に設定する。

「CPDS」については、大規模な解体工事は工種が建築一式工事に該当し、また総合評価制度検討委員会において評価する方向で意見があったため、建築一式工事と同様に「CPD」を評価する。

# 総合評価落札方式の工種追加について(解体工事の追加)

## 特別簡易型【解体工事】 配点案

評価項目・ 工事種別	施 工 計 画	配置予定技術者の能力						企業の施工能力																			加 算 点 合 計						
		技 術 者 の 施 工 実 績	技 術 者 の 工 事 成 績 評 定	表 彰 ( 優 秀 現 場 技 術 者 )	技 術 者 の 資 格	技 術 者 の 資 格 B	計	企業の実績関係							作業船関係			地域精通度・地域貢献度					労 務 賃 金 の 支 払 い	従 業 員 数	下 請 け 次 数	小 計		計					
								企 業 の 施 工 実 績	工 事 成 績 評 定	施 工 実 績 件 数	優 秀 工 事 表 彰	年 間 受 注 高 の 状 況	C P D S	基 幹 技 能 者 の 配 置	専 門 技 術 者 の 雇 用 状 況	小 計	主 作 業 船 保 有 状 況	曳 船 保 有 状 況	小 計	工 事 の 実 施 体 制 拠 点	管 内 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 A							社 会 貢 献 活 動 の 実 績 B	小 計			
																															計	計	計
地すべり対策工事	-	0.6	0.9	0.3	0.6	0.6	3	1.1	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1	0.2	2.9							1.2	1.1	0.5	0.2	3.0	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10.0
解体工事	-	0.6	0.9	0.3	0.6	0.6	3	1.1	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1	0.2	2.9							1.2	1.1	0.5	0.2	3.0	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10.0

評価に際しては、解体工事が特殊な専門工事であるため、専門技術者を評価している他工種を参考に設定する。

「CPDS」については、大規模な解体工事は工種が建築一式工事に該当し、また総合評価制度検討委員会において評価する方向で意見があったため、建築一式工事と同様に「CPD」を評価する。

# 総合評価落札方式の工種追加について(解体工事の追加)

## (4) 評価項目・評価基準

●評価項目・評価基準

【簡易型】加算点：20点 【特別簡易型】加算点：10点

「技術提案」【配点：4点、配点割合：20%】

評価項目・評価内容	H30			
	評価基準	参考(地滑り)	解体(簡易・JV)	解体(特簡・JV)
① 工程管理に関すること	0.5点×8提案(良とした提案数)	4	4	—
② 品質に関すること	0.5点×7提案(良とした提案数)	3.5	3.5	—
③ 施工上の技術的課題に関すること	0.5点×6提案(良とした提案数)	3	3	—
④ 施工上配慮すべき事項に関すること	0.5点×5提案(良とした提案数)	2.5	2.5	—
※①～④の1課題を評価項目とする。	0.5点×4提案(良とした提案数)	2	2	—
評価内容に対する着目点を発注者が2つ設定	0.5点×3提案(良とした提案数)	1.5	1.5	—
	0.5点×2提案(良とした提案数)	1	1	—
	0.5点×1提案(良とした提案数)	0.5	0.5	—
	良とした提案なし	0	0	—

# 総合評価落札方式の工種追加について(解体工事の追加)

「配置予定技術者の能力」【簡易型配点：6点、配点割合：30%】 【特別簡易型配点：3点、配点割合：30%】				
評価項目・評価内容	H30			
	評価基準	参考(地滑り)	解体(簡易・JV)	解体(特簡・JV)
<b>・施工実績</b> 【評価内容】 過去15ヶ年度の同種・類似工事の施工実績(民間工事も含む) 主任(監理)技術者または現場代理人(1級または2級の技術者)として従事	同種工事の実績	1.2	1.2	0.6
	類似工事の実績	0.6	0.6	0.3
	実績なし	0	0	0
<b>・工事成績評定</b> 【評価内容】 公告日の属する年度を含む5ヶ年度の公告する工事と同一工事種別(建築一式工事又は解体工事)の工事成績評定の最高点。	80点以上	1.8	1.8	0.9
	78点以上80点未満	1.35	1.35	0.68
	76点以上78点未満	0.9	0.9	0.45
	74点以上76点未満	0.45	0.45	0.23
	74点未満または工事成績評定なし	0	0	0
<b>・優秀現場技術者表彰</b> 【評価内容】 公告日の属する年度を含む10ヶ年度の長崎県の技術者表彰工事表彰を受賞した工事の主任(監理)技術者(同一工事種別(建築一式工事又は解体工事))	知事表彰	0.6	0.6	0.3
	機関長表彰	0.3	0.3	0.15
	なし	0	0	0
<b>・配置予定技術者の資格</b> 【評価内容】 公告日から遡った1級建築施工管理技士の取得後の年数	5年以上	1.2	1.2	0.6
	3年以上5年未満	0.9	0.9	0.45
	3ヶ月以上3年未満	0.6	0.6	0.3
	その他	0	0	0
<b>・(配置予定技術者の資格B)追加設定項目</b> 【評価内容】 特殊な技術資格(解体工事施工技士)	代表構成員又はその他の構成員のいずれかにあり	1.2	1.2	0.6
	なし	0	0	0

# 総合評価落札方式の工種追加について(解体工事の追加)

「企業の施工能力」【簡易型配点：10点、配点割合：50%】 【特別簡易型配点：7点、配点割合：70%】

評価項目	H30			
	評価基準	参考(地滑り)	解体(簡易・JV)	解体(特簡・JV)
<b>・施工実績</b> 【評価内容】 過去15ヶ年度に完成した長崎県内の工事で同種・類似工事の施工実績(民間工事を含む)	同種工事の実績	1.9	1.9	1.1
	類似工事の実績	0.95	0.95	0.55
	実績なし	0	0	0
<b>・工事成績評定</b> 【評価内容】 過去5ヶ年度の公告する工事と同一工事種別(建築一式工事又は解体工事)の工事成績評定の平均点	80点以上	0.8	0.8	0.5
	78点以上80点未満	0.6	0.68	0.45
	76点以上78点未満	0.4	0.45	0.3
	74点以上76点未満	0.2	0.23	0.15
	74点未満または工事成績評定なし	0	0	0
<b>・施工実績件数</b> 【評価内容】 評価項目「工事成績評定」の対象工事件数	2件以上	0.8	0.8	0.5
	1件	0.4	0.4	0.25
	0件	0	0	0
<b>・優秀工事表彰及び下請表彰</b> 【評価内容】 公告日の属する年度を含む10ヶ年度の長崎県の工事表彰または下請表彰(同一工事種別(建築一式工事又は解体工事))	知事表彰	0.3	0.3	0.2
	機関長表彰	0.15	0.15	0.1
	なし	0	0	0
<b>・継続的専門能力啓発システム(CPD)</b> 【評価内容】 県内に主たる営業所のある企業で、過去1年間のCPD登録学習単位	36単位以上	0.5	0.5	0.3
	18単位以上36単位未満		0.25	0.15
	18単位未満	0	0	0

## 総合評価落札方式の工種追加について(解体工事の追加)

### 「企業の施工能力」(つづき)

評価項目	H30			
	評価基準	参考(地滑り)	解体(簡易・JV)	解体(特簡・JV)
<b>・基幹技能者の配置</b> 【評価内容】  工事内容により指定された各種基幹技能者の配置 基幹技能者の所属は元請、下請にかかわらない	配置する	0.2	0.2	0.1
	配置しない	0	0	0
<b>・専門技術者の雇用状況</b> 【評価内容】  「解体工事施工技士」の雇用状況(代表構成員及びその他の構成員の合計)	5人以上	0.4	0.4	0.2
	1～4人	0.2	0.2	0.1
	なし	0	0	0
<b>・工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点</b> 【評価内容】  施工管内における主たる営業所の所在	【JV】代表・その他構成員とも主たる営業所あり	1.2	1.2	1.2
	【JV】いずれか主たる営業所あり	0.6	0.6	0.6
	なし	0	0	0
<b>・管内の施工実績</b> 【評価内容】  施工管内において、過去15ヶ年度に完成した <b>公共工事</b> の元請けとしての施工実績(同一工事種別(建築一式工事及び解体工事))	5件以上	1.2	1.2	1.1
	3件以上5件未満	0.6	0.6	0.55
	3件未満	0	0	0



# 総合評価落札方式の工種追加について(解体工事の追加)

## 「企業の施工能力」(つづき)

評価項目	H30			
	評価基準	参考(地滑り)	解体(簡易・JV)	解体(特簡・JV)
<b>・社会貢献活動A</b> 【評価内容】 過去5ヶ年度において、施工管内における社会貢献活動(公共施設の清掃・美化活動、災害支援に関する活動)	合計10回以上、かつ1年度に4回以上の実績あり	0.5	0.5	0.5
	合計5回以上、かつ1年度に2回以上の実績あり	0.25	0.25	0.25
	合計5回以上、かつ1年度に2回以上の実績なし	0	0	0
<b>・社会貢献活動B</b> 【評価内容】 従業員が施工管内に所在する消防団に所属イベント(住宅フェア)の運営協力 高校生、大学生等が取り組む建設業に係る現場実習(インターンシップ)への協力	いずれか該当あり	0.2	0.2	0.2
	なし	0	0	0
<b>・労務賃金の支払い</b> 【評価内容】 指定職種について、設計労務単価以上の支払いの誓約	誓約する	0.9	0.9	0.5
	誓約しない	0	0	0
<b>・従業員数</b> 【評価内容】 県内に主たる営業所が所在する企業の従業員数	30人以上	0.2	0.2	0.1
	10人以上30人未満	0.1	0.1	0.05
	10人未満	0	0	0
<b>・下請次数の制限</b> 【評価内容】 下請け契約による請負次数を2次下請けまでに制限することの誓約	誓約する	0.9	0.9	0.5
	誓約しない	0	0	0

## 【改定5】

総合評価落札方式の評価内容の変更

長崎県土木部 建設企画課

# 総合評価落札方式の評価内容の変更1

## 工事の確実かつ円滑な実施体制拠点の評価について

### 現行の評価内容

- 「工事の確実かつ円滑な実施体制拠点」の評価項目については地域の事情に精通した企業を評価する項目である。個別の工事案件に適用するにあたっては、その工事特性や規模に応じて評価内容及び評価基準を設定している。

#### ○簡易型（陸上工事、海上工事）

カッコ内は海上工事

評価項目	評価基準	配点
・工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 【評価内容】  施工管内における主たる営業所の所在	管内に主たる営業所あり	1.2(0.5)
	管内に特認営業所あり	0.6(0.25)
	なし	0(0)

比較的、大規模な工事や海域で作業船団を使用する海上工事については、  
 ①「管内に主たる営業所あり」  
 ②「管内に特認営業所あり」  
 ③「なし」  
 の3段階評価としており、旧市町村の区分は適さないと判断している。

#### ○特別簡易型（陸上工事、海上工事）

カッコ内は海上工事

評価項目	評価基準	配点
・工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 【評価内容】  施工管内における主たる営業所の所在	旧市町村に主たる営業所あり	1.2 (-)
	管内に主たる営業所あり	0.6(0.6)
	管内に特認営業所あり	- (0.3)
	なし	0(0)

陸上工事については、  
 ①「旧市町村に主たる営業所あり」  
 ②「管内に主たる営業所あり」  
 ③「なし」  
 の3段階評価としており、特認営業所についての評価はない。

## ○主たる営業所と特認営業所の違い

主たる営業所	本社
特認営業所	①当該管内での長期間の営業活動実績（開設後10年経過） ②当該管内での最近5カ年の県工事（土木一式）の元請受注実績の有無 ③20名以上の常時勤務者がいること、このうち10名以上は当該管内在住であること ④建設業法第15条第2号イ及び第26条第4項の両方を満たす技術者が5名以上いること（監理技術者）

## ○特認営業所数

管内	企業数
長崎振興局	1
県央振興局	4
島原振興局	なし
県北振興局	3
大瀬戸土木 維持管理事務所	1
田平土木 維持管理事務所	1
五島振興局	1
上五島支所	なし
壱岐振興局	1
対馬振興局	3

- 特認営業所は、主たる営業所が所在している管内以外の他管内に持つ営業所である。
- 特認営業所は所在する管内において、他の主たる営業所と比較しても、遜色なく地域貢献活動を行っている。（公共施設の清掃・美化活動100%、災害支援に関する活動87%）
- また、これらの特認営業所は、地域での一定の雇用や長期にわたる営業活動の実績があり、地域の経済活動に貢献している。
- 現在、特別簡易型の陸上工事では、「工事の確実かつ円滑な実施体制拠点」の評価において、全く評価されておらず、主たる営業所と同等ではないにしても、これに準ずる評価は必要と考えられる。

## 1億円以上の工事に特認営業所（みなし本社）の評価を追加

①特別簡易型の陸上工事については、特認営業所の評価を追加する。

○特別簡易型（陸上工事、海上工事）

カッコ内は海上工事

評価項目	配点の変更		
	評価基準	現行	変更
・工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 【評価内容】 当該工事の施工箇所が属する旧市町村または管内における営業所の所在	旧市町村に主たる営業所あり	1.2 (ー)	1.2 (ー)
	管内に主たる営業所あり	0.6(0.6)	0.8(0.6)
	管内に特認営業所あり	ー (0.3)	0.4(0.3)
	なし	0(0)	0(0)

陸上工事については、①「旧市町村に主たる営業所あり」、②「管内に主たる営業所の有無」、③「管内に特認営業所あり」④「なし」の4段階評価とし、特認営業所についての評価を設ける。

・今回の変更内容については、平成30年4月からの適用とする。

## 1億円未満の工事（陸上）に特認Aの評価を追加

### ②特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】の陸上工事について、特認Aを評価する。

- 本方式では、地域に根ざした「地域の企業」の評価を優先したいため、特認営業所の評価は基本的に行わないものとするが、特認営業所の中でも、より地域への密着度や貢献度が高い営業所については「特認A」として区分し、本社に準じる評価を行う。
- 陸上のみ適用する。

主たる営業所	本社
特認営業所	<p>①当該管内での長期間の営業活動実績（開設後10年経過）</p> <p>②当該管内での最近5カ年の県工事（土木一式）の元請受注実績の有無</p> <p>③20名以上の常時勤務者がいること、このうち10名以上は当該管内在住であること</p> <p>④建設業法第15条第2号イ及び第26条第4項の両方を満たす技術者が5名以上いること（監理技術者）</p>
特認A	<p>①当該管内での長期間の営業活動実績（開設後50年経過）</p> <p>②当該管内での最近5カ年の県工事（土木一式）の元請受注実績の有無</p> <p>③20名以上の常時勤務者がいること、このうち10名以上は当該管内在住であること</p> <p>※③の当該管内在住10名以上のうち半数(5名)以上は、当該管内在住期間が18年以上であること。ただし、長崎県離島留学制度を活用して在住したものは、管内在住期間(18年)とみなす。</p> <p>④上記の技術者5名以上に加え、<u>県発注工事に関し、専ら当該管内の工事に配置技術者として従事する一級技術者が5名いること。</u>（上記の監理技術者と重複可）</p> <p><u>⑤-1特認営業所の土地・社屋について自社が所有していること</u></p> <p><u>⑤-2特認営業所が地区の建設業協会に所属し、災害支援協定に基づく活動の備えがあること。</u></p>

○特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】（陸上工事）

評価項目	配点の変更	
	評価基準	新設
・工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 【評価内容】  当該工事の施工箇所が属する旧市町村または管内における営業所の所在	旧市町村に主たる営業所あり	0.9
	管内に主たる営業所あり	0.68
	旧市町村に特認Aあり	0.45
	管内に特認Aあり	0.23
	なし	0

陸上工事については、①「旧市町村に主たる営業所あり」、②「管内に主たる営業所あり」、③「旧市町村に特認Aあり」、④「管内に特認Aあり」、⑤「なし」の5段階評価とし、特認Aについての評価を設ける。

- ・今回の変更内容については、平成30年7月からの適用とする。

## 総合評価落札方式の評価内容の変更2 成績評価対象期間の延長（2年間で5年間とする）

【対象工種】建築一式、PC上部工等（土木一式、ほ装、とび・土工・コンクリート以外）

### 現行の評価内容

- 企業の施工能力における「工事成績評価」の評価項目については、企業の最新の施工能力を反映するために、過去2ヶ年度における公告する工事と同一工事種別の工事成績評価の平均点を評価している。

### 今回の変更

- 建築一式工事などの工事成績評価実績の件数が少ない工種においては、より適切に企業の施工能力を評価するために、工事成績評価実績の対象期間を過去5ヶ年度とする。  
【対象工種】建築一式、PC上部工等（土木一式、ほ装、とび・土工・コンクリート以外）
- 今回の変更内容については、平成30年4月からの適用とする。

変更内容（配点例：特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ】）

企業の施工能力「工事成績評価」

現 行			変 更		
評価項目・評価内容		評価基準	評価項目・評価内容		評価基準
○工事成績評価 【評価内容】 過去2ヶ年度の公告する工事と同一工事種別の工事成績評価の平均点	0.4	A：80点以上	○工事成績評価 【評価内容】 過去5ヶ年度の公告する工事と同一工事種別の工事成績評価の平均点	0.4	A：80点以上
	0.3	B：78点以上80点未満		0.3	B：78点以上80点未満
	0.2	C：76点以上78点未満		0.2	C：76点以上78点未満
	0.1	D：74点以上76点未満		0.1	D：74点以上76点未満
	0.0	E：74点未満 工事成績評価なし		0.0	E：74点未満 工事成績評価なし

※変更内容：工事成績評価実績の少ない工種においては従来の2年間から5年間に変更する。



# 総合評価落札方式の評価内容の変更3

社会貢献活動Aの評価 ①災害支援に関する活動(災害支援協定の締結者について),②評価段階の追加

## 現行の評価内容

・過去5ヶ年度において、当該工事の施工管内で合計10回以上、1年度に4回以上の社会貢献活動（公共施設の清掃・美化活動、災害支援に関する活動〔災害支援協定に基づく支援活動〕）を評価。

※災害支援協定とは「大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定」等の協定を長崎県の各地方機関長と各業界団体の長が締結したものをいう

## 今回の変更

- ・災害支援に関する活動〔災害支援協定に基づく支援活動〕については、協定を地方機関長ではなく県土木部長で締結している場合もあることから、締結者が「**長崎県土木部長**」の場合の記載を加える。
- ・評価基準となる活動回数について、比較的規模の小さい企業等の実績も評価できるよう、**合計5回以上かつ1年度に2回以上**の実績の評価を追加する。
- ・今回の変更内容については、**平成30年4月**からの適用とする。

変更内容（配点例：特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ】）

地域貢献度「社会貢献活動の実績A」

現 行		変 更		
評価項目・評価内容	評価基準	評価項目・評価内容	評価基準	
○社会貢献活動A 【評価内容】 過去5ヶ年度において、施工管内における社会貢献活動（公共施設の清掃・美化活動、災害支援に関する活動） 対象となる社会貢献活動 災害支援に関する活動 ①災害支援協定に基づく支援活動 ②災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練で所属団体の長が〇〇振興局長と連携して実施するもの ③災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検で、所属団体の長が実施するもの （※「災害支援協定」とは「大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定」等の協定を長崎県の各地方機関と各業界団体の長が締結したものをいう）	0.5	○社会貢献活動A 【評価内容】 過去5ヶ年度において、施工管内における社会貢献活動（公共施設の清掃・美化活動、災害支援に関する活動） 対象となる社会貢献活動 災害支援に関する活動 ①災害支援協定に基づく支援活動 ②災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練で所属団体の長が <b>長崎県土木部長</b> もしくは〇〇振興局長と連携して実施するもの ③災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検で、所属団体の長が実施するもの （※「災害支援協定」とは「大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定」等の協定を <b>長崎県土木部長</b> もしくは各地方機関と各業界団体の長が締結したものをいう）	0.5	A：合計10回以上、かつ1年度に4回以上の実績あり
	0		0.25	B：合計5回以上、かつ1年度に2回以上の実績あり
			0	C：合計5回以上、もしくは1年度に2回以上の実績なし

## 【改定6】

### 技術資料の提出方法の見直しについて

技術資料の提出方法については、紙媒体及び電子媒体による提出としているが、事務作業の負担軽減及び紙資源の節約を図るため、電子媒体のみによる提出に変更する。

	現行	見直し後
紙媒体	2部 (原本1部、写し1部)	提出不要
	技術資料様式1号～6号	
	自己審査表	
	その他添付資料	
電子媒体	1部	2部 (原本1部、写し1部)
	〇エクセル形式ファイル	〇エクセル形式ファイル
	技術資料様式1号～6号	技術資料様式1号～6号
	自己審査表	自己審査表
	〇PDFファイル	〇PDFファイル
	技術資料様式1号～6号	技術資料様式1号～6号
	自己審査表	自己審査表
	その他添付資料	その他添付資料
		提出書類チェックリスト (追加)

※PDFファイルで提出する技術資料総表(様式1号)は記名・押印されたものとする。

#### 【電子媒体による技術資料の提出における出庫事項】

①(〇)中の「カ」は「工事番号」、「工事名」、入札担当者の「題号(または名称)」、ファイルメタデータを「ウイルスチェックの実施日」、「提出日」を記入すること。

②提出様式は県のホームページからダウンロードした最新のファイルを使用すること。

③電子媒体に収めたPDFファイル及びExcelファイルの内容は同一のものであること。

④技術資料は入札・契約担当局に持参又は郵送(一般郵便郵便又は荷鳥郵便郵便)で提出すること。

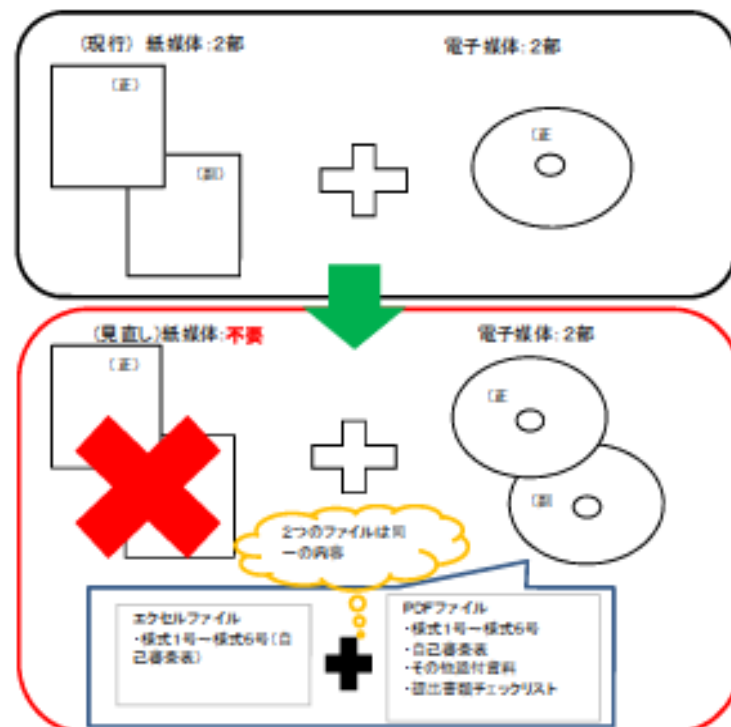
⑤入札・契約担当局へ持参する場合、提出した2部の電子媒体の交付確認後、1部を返却するものとする。電子媒体の返却は、最終開標日工事電子入札要領に準じるものとし、以下の開標要領のノファイル形式で返却しなければならない。

⑥電子データの推奨環境

使用アプリケーション	保存する電子ファイル形式
Microsoft Word	Word 2010形式 以前
Microsoft Excel	Excel 2010形式 以前
その他のアプリケーション	PDFファイル

⑦また、提出された電子媒体の電子データが法定機関において読み取れない場合は、電子データが不鮮明で、読み取れない場合は評価されない。

#### 技術資料の提出方法の見直し(イメージ図)



#### 電子媒体のラベル記載のイメージ図



○技術資料提出書類一覧チェックリスト

工事名:

企業名:

(入札公告共通事項書 4 (2) に規定する提出書類)

共通事項書	提出書類の名称	詳細項目	添付資料	提出	
ア	技術資料総括表 様式1号	全般	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ	技術提案 様式2号	技術提案	補足説明資料 ※補足説明資料は図、表等として1枚のみ添付することができる。	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ	配属予定技術者の能力 様式3号	配属予定技術者の職歴要綱	下記①～④のいずれかを添付 ①コリンズの写し ②契約書の写し ③図面及び数量表の写し ④その他承認資料( )	<input checked="" type="checkbox"/>	
		配属予定技術者の工事実績評定	下記①～③のいずれかを添付 ①工事実績評定通知書の写し ②コリンズの写し ③その他承認資料( )	<input checked="" type="checkbox"/>	
		表彰(従業 従業技術者)	下記①～③のいずれかを添付 ①従業 従業技術者 表彰状の写し等 ②一従業 工事表彰状の写し等 ③一従業 コリンズの写し ④その他承認資料( )	<input checked="" type="checkbox"/>	
		配属予定技術者の資格A	下記①～③のいずれかを添付 ①資格者証 ②合格証明書の写し ③その他承認資料( )	<input checked="" type="checkbox"/>	
		配属予定技術者の資格B ※該当工事のみ	下記①～③のいずれかを添付 ①資格者証 ②合格証明書の写し ③その他承認資料( )	<input checked="" type="checkbox"/>	
		企業の施工能力 様式4-1号	企業の施工実績	下記①～④のいずれかを添付 ①コリンズの写し ②契約書の写し ③図面及び数量表の写し ④その他承認資料( )	<input checked="" type="checkbox"/>
		工事実績の評定	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
		施工実績評定	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
		優秀工事表彰	下記①～③のいずれかを添付 ①優秀 工事表彰状の写し ②企業の施工 能力評価事前審査結果通知書の写し ③その他承認資料( )	<input checked="" type="checkbox"/>	
		期間受注書の状況	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
継続的専門能力開発システム(CPD)	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>			
※長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出をしていない場合または申請届があった場合	①該当 期間の学習 履歴証明書等 ②企業の施工 能力評価事前審査結果通知書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>			
※並技術者の配置	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>			
※門前技術者の雇用状況 ※該当工事のみ	下記①～②の資料を随時人数分添付すること。 ①地すべり防止 工事士登録証(社) 協会防災対策技術協会)の写し ②雇用を確保できる関係(健康保険証等の写し)	<input checked="" type="checkbox"/>			
エ	企業の施工能力 様式4-2号 ※海上工事の場合のみ	作業船の自社保有状況	「長崎県乗法の増設・増設等海上 工事における作業船関係承認申請書」の提出により確認した作業船及び海上 起重 作業管理技士を記載する場合(添付資料は不要) 上記以外の作業船及び海上 起重 作業管理技士を記載する場合は下記の①及び②を添付 ①作業船の3ヶ月以上の自社保有を証明する資料 -登記簿謄本 -船主 申請書(当該船 船関係 部分) -固定資産 税納税通知書と領収書又は納税証明書 -法定等検査合格証等 -売買契約書 -稼働を証明するもの等 ②海上 起重 作業管理技士の資格取得後3ヶ月以上の雇用を証明する資料 -資格者証 -雇用関係 を証明する資料(健康保険証等の写し)	<input checked="" type="checkbox"/>	
		曳船の自社保有状況	「長崎県乗法の増設・増設等海上 工事における作業船関係承認申請書」の提出により確認した曳船及び船員(船員 保険適用)を記載する場合(添付資料は不要) 上記以外の曳船及び船員(船員 保険適用)を記載する場合は下記の①及び②を添付 ①曳船(押船を含む)の船名(船ID00P5以上)及び3ヶ月以上の自 社保有を証明する資料 -船 船検査 証書 -船 船検査 手帳等の写し ②船員(船員 保険適用)の3ヶ月以上の雇用を証明する資料 -雇用関係 を証明する資料(健康保険証等の写し)	<input checked="" type="checkbox"/>	
		工事の需要かつ円滑な実施体制としての要 望内の施工実績	添付資料不要 下記①～④のいずれかを添付 ①コリンズの写し ②契約書の写し ③工事 完成承認書の写し ④企業の施工 能力評価事前審査結果通知書の写し ⑤その他承認資料( )	<input checked="" type="checkbox"/>	
		地域貢献活動の実績A	下記①～④の資料を添付 ①「長崎県アクト事業」、「長崎県社会活動登録制度」に基づく活動 ②「家族 活動登録通知書またはアクト決定通知書」の写し ③「清掃・美化作業終了証」の写し	<input checked="" type="checkbox"/>	
		地域貢献活動の実績B	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
		地域貢献活動の実績C	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
		地域貢献活動の実績D	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
		地域貢献活動の実績E	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
		地域貢献活動の実績F	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
		地域貢献活動の実績G	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	

○技術資料提出書類一覧チェックリスト

工事名:

企業名:

(入札公告共通事項書 4 (2) に規定する提出書類)

共通事項書	提出書類の名称	詳細項目	添付資料	提出	
キ	社会貢献活動の実績B	「引揚、市、町に關する社会貢献活動」	①企業が登録された登録通知 ②作業終了 届又は公約履行の証明書 ③企業が以外で登録の場合 -登録者及び企業が記載された登録通知 -当該企業が活動団体であることを公約履行が証明する資料 -参加者が従業員であることを代表者が証明する資料 -作業終了 届又は公約履行の証明書 ④災害 支援に関する活動は、協定団体が証明する資料 ⑤企業の施工 能力評価事前審査結果通知書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>	
		下記①～④のいずれかを添付 ①消防 団員 -所属する分団長等の証明書 -従業員であることを証明する資料 ②土木の日及び住宅フェア -所属する団体の長が証明する資料 ③山地防災ヘルパー -「山地災害」(沿山施設 状況報告書)の写し -担当機関が発行する活動実績証明書の写し -「山地防災ヘルパー」認定証等の写し -従業員であることを証明する資料 ④道守 補等の所属 -「道守/特定 道守/道守補」いずれかの認定証の写し -従業員であることを証明する資料 ⑤高校生、大学生等が取り組む建設業に係る県内の現場実習(インターンシップ)の協力 -将来の長崎県の建設業を担う人材の育成事業等(土木、農業土木系の高校生)の実施内容証明 書 -上記以外の建設業に係る現場実習(インターンシップ)実施確認 書 (高校生、大学生、大学院生、大学院、短大生、高等専門学校、専修学校、高等技術専門学校) ⑥企業の施工 能力評価事前審査結果通知書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>		
		労働資金の支払い	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
		従業員数	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
		下請次第の削減	添付資料不要	<input checked="" type="checkbox"/>	
		ク	公告において定める資料	公告において定める資料	<input checked="" type="checkbox"/>
			自己審査表	※技術資料の審査に参考として使用するものであり、詳細に影響を与えるものではない。	<input checked="" type="checkbox"/>

# 【周知1】 工事成績評価一覧表の提出について

(※土木一式以外の場合添付すること)  
様式 工事成績評価一覧表

No.	発注機関	工事番号	工事名	工事完成 確認日	工事成績 評価
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

工事成績評価の評価に伴う、工事成績評価一覧表の提出を要する工種の拡大。  
土木一式工事以外の工種を対象

適正な評価を実施するため、相互の評価値を照合を行う。

工事成績評価 (平均)	
施工実績件数	

# 【周知2】

## 企業の施工能力評価事前審査登録制度

2018年3月2日更新

### 更新履歴

---

平成30年3月2日 平成30年度用の申請書と説明書を掲載しました。  
平成29年3月1日 平成29年度用の申請書と説明書を掲載しました。  
平成28年2月22日 平成28年度用の申請書と説明書を掲載しました。  
平成27年2月5日 平成27年度用の申請書と説明書を掲載しました。  
平成25年4月3日 申請書の一部エラーを修正しました。

### 導入の目的

---

長崎県総合評価落札方式において、年間を通じて同一の評価を行う項目の事前審査を行うことにより、案件毎に入札参加者が提出する資料の軽減を図る。

### 制度の概要

---

- ・ 毎年4月1日から20日までを申請期間とし(20日が土日の場合は、直後の月曜日まで)、環境部・水産部・農林部・土木部が5月1日以降公告する案件より申請内容を適用
- ・ 申請先は建設企画課とし、持参または郵送で提出し、申請内容を確認後、審査(登録)結果を返信(添付資料の不備や記入間違いで審査できない部分は登録しない)
- ・ 各社年1回のみでの申請(登録されなかった部分の再申請は認めない)
- ・ 事前登録申請できる項目及び様式は下記のとおり  
[企業の施工能力評価事前審査申請書\(H30\) \[Excelファイル/53KB\]](#)  
[事前審査説明書\(H30\) \[Excelファイル/43KB\]](#)
- ・ 事前登録申請しない入札参加者はこれまでとおり案件ごとに技術資料及び添付資料を提出
- ・ 審査結果を公告案件に使うかどうかは入札参加者の自由  
[長崎県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領 \[PDFファイル/93KB\]](#)

### 注意事項

---

- ・ 申請書を6階土木部建設企画課まで持参される場合は、お手数ですが6階エレベーター前及び6階土木部監理課受付カウン ターテーブルに備え付けてある電話にて、総合評価班の職員へ申し付けください。  
内線番号(3029)
- ・ 外来者駐車場(有料30分毎150円)を利用される方は、手続き所要時間分の無料化処理を行いますので、その旨もお申し付けください。
- ・ 新庁舎となり窓口対応業務の方法も変わり、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力の程よろしくお願います。

問い合わせ先 長崎県建設企画課総合評価班  
TEL.095-894-3029

## 【周知2（参考）】

### 平成30年度の総合評価に係る「住宅フェア」の評価について（通知） （2017長崎県住宅フェア in 佐世保の取り扱い）

総合評価落札方式においては、社会貢献活動の評価の一つとして、各地域で開催された「住宅フェア」の運営協力の実績を次年度に評価しています。

平成29年度は、各地域で開催していた「住宅フェア」を集約し、「2017長崎県住宅フェア in 佐世保」を佐世保市で開催するにあたり、運営協力の実績に地域で不均衡が生じることを防止するため、下記のとおり取り扱うこととします。

#### 記

##### 1) 2017長崎県住宅フェア in 佐世保の取り扱い

「2017長崎県住宅フェア in 佐世保」は、実行委員会に所属する各企業が、運営協力を行うため、長崎市、佐世保市、島原市、大村市のいずれかの会場で協力したとみなして評価する。

なお、評価においては、企業が所属する団体が、平成28年度の住宅フェアで運営に協力した会場の実績とする。

##### 2) 2017長崎県住宅フェア in 佐世保以外の住宅フェアについて

「2017長崎県住宅フェア in 佐世保」とは別に平成29年度に開催された住宅フェアの運営に協力した場合は、従来どおりの評価とする。

【周知3】

# 建築一式工事における CPD評価について

長崎県 土木部 建設企画課  
総合評価班

# 建築一式工事におけるCPD制度について

(CPD：継続教育「Continuing Professional Development」、土木のCPDSは、S「System」が付いたもの)

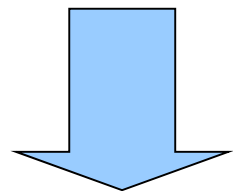
## 【現状】

- 建築一式工事では総合評価においてCPDの実績が評価されていない。
- 企業単位におけるCPDの実績が少ない。  
(実績を有する企業が、土木一式の88%に対し、建築一式44%：主観点評価)



## 【課題】

- 建築一式工事ではCPD対象の講習会を受講しても総合評価で評価されない。
- 技術者が技術力を継続して向上させていくためにはCPDが有効、企業単位のCPDの実績を増やすことで、企業の技術力向上を促す必要がある。



- 県内に建築施工管理技士会が設立され、建築施工管理技士を対象としたCPD受講の窓口が整備された。(H28)

これを契機に見直し

## 【方針】

- 建築一式工事の総合評価方式でCPDの評価項目を追加する。  
《スケジュール》平成30年度から暫定運用、平成31年度以降を本運用予定



# 配点 (案)

## 簡易型

工 事 種 別	評価項目及び配点																					加 算 点 合 計		
	技 術 提 案	配置予定技術者					企業の施工能力																	
		技 術 者 の 施 工 実 績	技 術 者 の 工 事 成 績	技 術 者 表 彰	資 格	計	企業の実績関係								地域要件					労 務 賃 金 の 支 払 い	従 業 員 数		下 請 け 次 数 の 制 限	計
							企 業 の 施 工 実 績	工 事 成 績	施 工 実 績 件 数	工 事 表 彰	年 間 受 注 高 の 状 況	C P D / C P D S	基 幹 技 能 者 の 配 置	小 計	工 事 実 施 体 制 拠 点	地 域 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 A	社 会 貢 献 活 動 B	小 計					
現行 建築一式 (簡易型)	4	1.5	2.3	0.7	1.5	6	2.4	0.8	0.8	0.3			0.6	4.9	1.2	1.2	0.5	0.2	3.1	0.9	0.2	0.9	10	20
(案) 建築一式 (簡易型)	4	1.5	2.3	0.7	1.5	6	2.1	0.7	0.7	0.3			0.5	4.9	1.2	1.2	0.5	0.2	3.1	0.9	0.2	0.9	10	20
(参考) 土木一式 (簡易型)	4	1.5	2.3	0.7	1.5	6	1.6	0.7	0.7	0.3	0.9	0.5	0.2	4.9	1.2	1.2	0.5	0.2	3.1	0.9	0.2	0.9	10	20

土木一式工事と同様の配点とする。ただし、導入する初年度（H30年度）は、建築一式工事ではCPDの実績が少ないため、暫定運用として、満点：36単位以上(0.5)と 中間：18単位以上36単位未満(0.25点)も行う3段階評価とする。H31年度からは36単位以上(0.5)・未満(0)の2段階評価とする。

# 配点 (案)

## 特別簡易型

工事種別	評価項目及び配点																						加算点合計	
	施工計画	配置予定技術者					企業の施工能力																	
		技術者の施工実績	技術者の工事成績	技術者の表彰	資格	計	企業の実績関係								地域要件				労務賃金の支払い	従業員数	下請け次数の制限	計		
							企業の施工実績	工事成績	施工実績件数	工事表彰	年間受注高の状況	CPD / CPD / S	基幹技能者の配置	小計	工事实施体制拠点	地域の施工実績	社会貢献活動A	社会貢献活動B						小計
現行 建築一式 (特別簡易型)	2	0.7	1.2	0.4	0.7	3	1.1	0.5	0.5	0.1			0.2	2.4	0.6	0.6	0.2	0.1	1.5	0.5	0.1	0.5	5	10
(案) 建築一式 (特別簡易型)	2	0.7	1.2	0.4	0.7	3	1.0	0.4	0.4	0.1		0.3	0.2	2.4	0.6	0.6	0.2	0.1	1.5	0.5	0.1	0.5	5	10
(参考) 土木一式 (特別簡易型)	-	0.7	1.2	0.4	0.7	3	0.9	0.4	0.4	0.2	0.6	0.3	0.1	2.9	1.2	1.1	0.5	0.2	3	0.5	0.1	0.5	7	10

土木一式工事と同様の配点とする。ただし、導入する初年度（H30年度）は、建築一式工事ではCPDの実績が少ないため、暫定運用として満点：36単位以上(0.3)と中間：18単位以上36単位未満中間の配点(0.15点)も行う3段階評価とする。H31年度からは36単位以上(0.3)・未満(0)の2段階評価とする。

# 今後の導入スケジュール

平成29年度は周知期間、平成30年度は受講期間が短いため暫定運用期間とし、平成31年度から本運用。

年度	平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度																									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
CPD 対象 期間	主観点評価と同様に、公告日の属する年度の 前年度の10月31日から遡った1年間に取得した単位を評価する																																		
総合 評価 への CPD 導入																																			
													<p><b>暫定運用開始</b></p> <p>→</p> <p><b>周知期間とする (評価対象となる期間 が終わっている)</b></p> <p><b>暫定運用とは (評価対象期間が短いため、 18単位から評価対象とする)</b></p> <p><b>本運用</b></p> <p>→</p>																						

【周知4】

長崎県総合評価落札方式  
に関する講習会  
(技術提案編)

0点(普通)評価の整理表

工 種		評価しない提案内容	判 定	備考(理由)
共通	共通(コンクリート工)	単位水量の測定	標準的項目	共通仕様書掲載予定 (基準以上の設定は効果が小さい)
	共通(コンクリート工)	コンクリート打設時間の短縮	標準的項目	共通仕様書(5-6-4) (基準以上の設定は効果が小さい)
	共通(コンクリート工)	コンクリート打設時の再振動	標準的項目	共通仕様書(5-6-6)
	共通(環境)	掘削作業中の散水作業(機械散水含む)	標準的項目	通常の作業と判断
陸上工事	建築	コンクリート養生期間中の作業中止期間の延長	標準的項目	公共建築工事標準仕様書(6.7.3)に記載 (仕様以上の作業中止期間の延長は、効果が小さい)
	土木・建築	ノロ止めテープの使用	標準的項目	品質に対する効果が小さい
海上工事	共通	気象・海象情報の入手	標準的項目	共通仕様書(1-1-32(3))
	共通	作業中止基準以上の設定	標準的項目	共通仕様書(1-1-44) (基準以上の設定は効果が小さい)
	安全管理	赤旗、植竹、ブイ、灯浮標を使用した作業区域の明示	標準的項目	港湾工事安全施工指針
	安全管理	トランシーバー・衛星電話の携帯や無線連絡システムを活用した現場連絡体制の確保	標準的項目	
	基礎工・その他	GPSによる位置出し作業	標準的項目	標準仕様(歩掛に含まれる)となっている
	基礎工(地盤改良)	施工途中における施工機械のキャリブレーションの実施	標準的項目	